

告示

埼玉県告示第千三百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十月二日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルヤ松伏店

埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野五 一 三

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後七時三十分

（変更後）株式会社マルヤ

午前九時から午後九時四十五分

株式会社セキ薬品

午前九時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後八時

（変更後）午前八時四十五分から午後十一時十五分

ハ 変更年月日

平成二十四年九月二十八日

ニ 届出年月日

平成二十四年九月二十七日

二 縦覧期間

平成二十四年十月二日から平成二十五年二月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年十月二日から平成二十五年二月四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課